

内外の少子化対策の現状等について

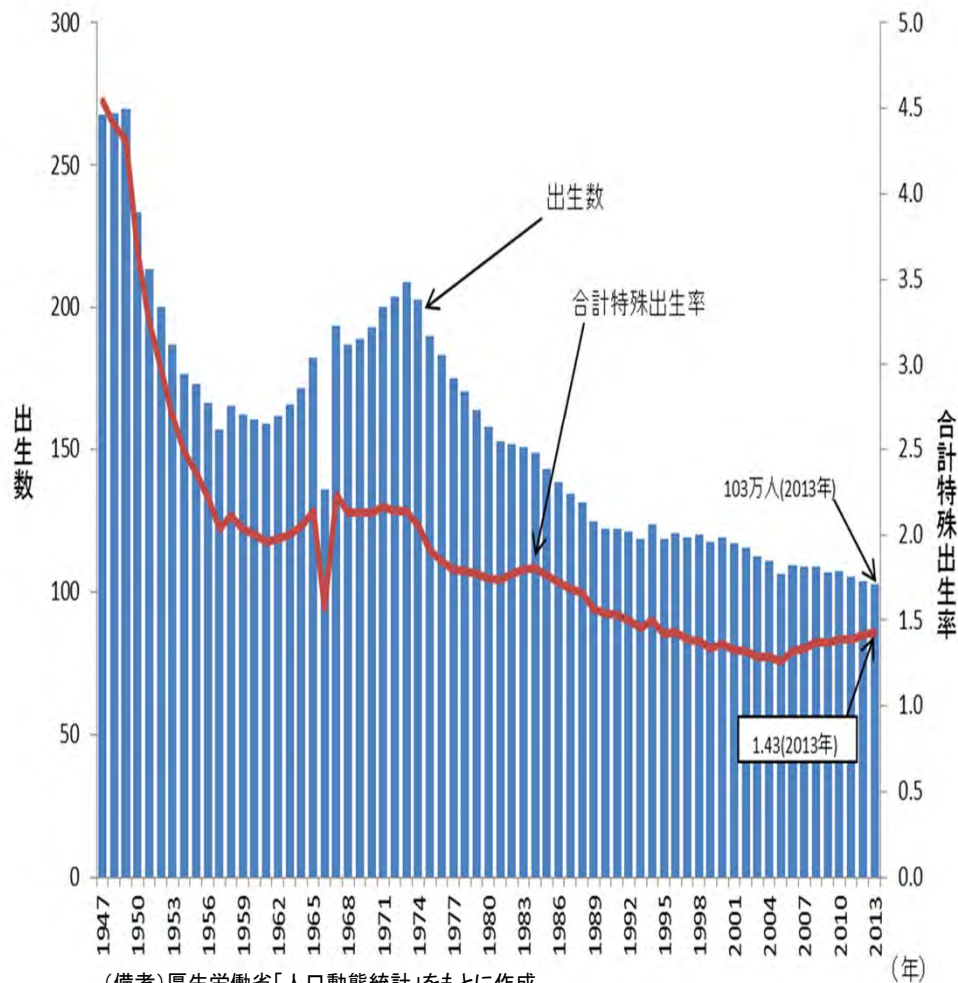
平成26年7月18日

内閣府

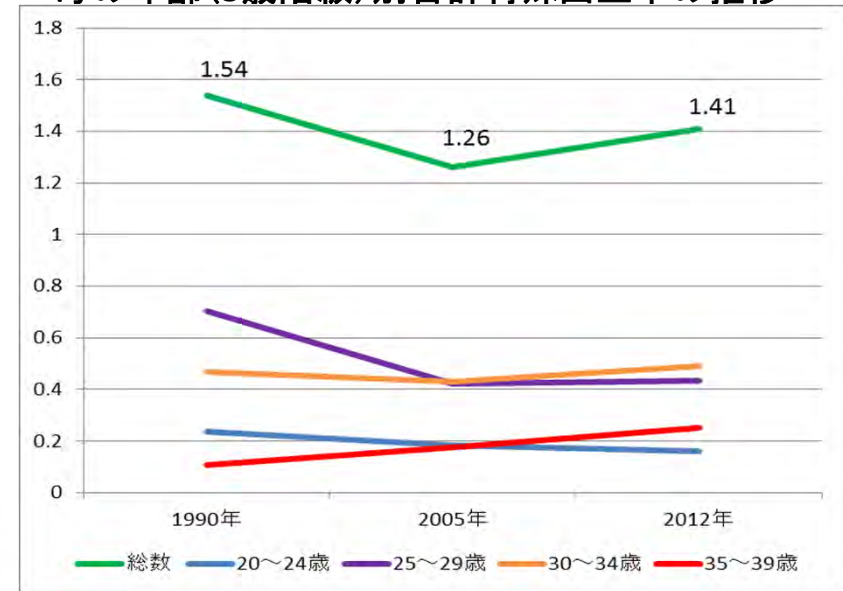
2. 出生率と出生数の推移

- 近年、合計特殊出生率は上昇しているが、20～30代の女性の人口規模が減少しているため、出生数は減少傾向。
- 出生率は30代は上昇し、20代は低下している。結婚年齢が高くなる晩婚化が進行していることから、第1子を出生したときの母親の平均年齢も上昇している。

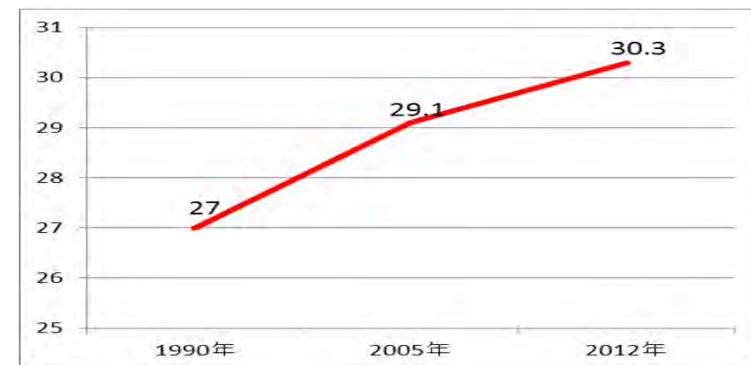
(万人) 出生数及び合計特殊出生率の推移



母の年齢(5歳階級)別合計特殊出生率の推移



第1子出生時の母の平均年齢の推移



3. 国の少子化対策の概要

	エンゼルプラン 1994年	次世代育成支援 対策推進法 2003年	少子化社会 対策大綱 2004年	子ども・子育て ビジョン 2010年	子ども・子育て 支援法案 2012年	少子化危機突破の ための緊急対策 2013年
働き方の 見直し ワーク・ライフ・ バランス	○仕事と育児との両立のための 雇用環境の整備	○仕事と生活の調和 ○仕事と子育ての両立 ○仕事と家庭の両立支援のため の雇用環境の整備 ○働き方の見直しに資する労 働条件の整備	○仕事と家庭の両立支援と働 き方の見直し	○働き方の見直し ○仕事と家庭が両立できる職 場環境の実現		○子育てと仕事の「両立支援」 ○男性の働き方の見直し
保育施設の 拡充	○多様な保育サービスの充実	○地域における子育て支援	○地域における子育て支援	○幼児教育・保育サービスの 支援	○地域こども・子育て支援事 業	○「待機児童解消加速化プラ ン」の推進
企業の 取組促進		○企業全体での取組等 ○企業の実情を踏まえた取組				○地域・職場の「子育て支援 ネットワーク」 ○中小企業の両立支援促進 ○企業による「女性登用」の促 進 ○ロールモデル等の普及
地域の 取組促進		○地域における子育て支援	○地域における子育て支援	○子育て支援の拠点やネット ワークの充実	○地域こども・子育て支援事 業	○地域・職場の「子育て支援 ネットワーク」 ○地域の「相談・支援拠点」づ くり
教育・教育外 の対応	○ゆとりある学校教育の促進 と学校外活動・家庭教育の充 実	○教育環境の整備	○若者の自立とたくましい子ど もの育ち	○教育機会の確保 ○就労・自立支援 ○社会生活を学ぶ機会提供		
結婚・ 妊娠・ 出産			○妊娠・出産の支援	○妊娠・出産の支援		○結婚・妊娠・出産支援の「全 国展開」 ○妊娠・出産等に関する情報 提供、普及啓発 ○「産後ケア」の強化 ○不妊治療に対する支援
子育て費用の 軽減	○子育てに伴う経済的負担の 軽減		○経済的負担の軽減	○ひとり親家庭の支援	○子ども・子育て支援給付 ○費用等(国・地方の費用負 担等)	○多子世帯への支援 ○子ども・子育て支援新制度 等の財源確保
計画等		○国・地方公共団体・事業主 の行動計画における指針策定			○子ども・子育て支援事業計 画 ○子ども・子育て会議等の設 置	○「子ども・子育て支援新制 度」の円滑な施行 ○「地域・少子化危機突破プラ ン」の推進 ○「次世代育成支援対策推進 法」の延長・強化の検討
普及啓発 その他	○母子保健医療体制の充実 ○住宅及び生活環境の整備 ○子育て支援のための基盤整 備	○社会全体による支援の視点 ○親子の健康の確保 ○子育て家庭に適した居住環 境の確保 ○安全の確保	○生命の大切さ、家庭の役割 等についての理解 ○子どもの健康の支援 ○子育てのための安心・安全 な環境	○小児医療体制の確保 ○特に支援が必要な子どもへ の支援 ○安全・安心なくらし	○指定こども園及び指定地域 型保育事業者	○地域医療体制(産科・小児 医療)の整備 ○国民への情報発信と政府に よる着実な施策実行

(備考)各プラン、法律等をもとに作成。

4. 子育て費用の軽減策

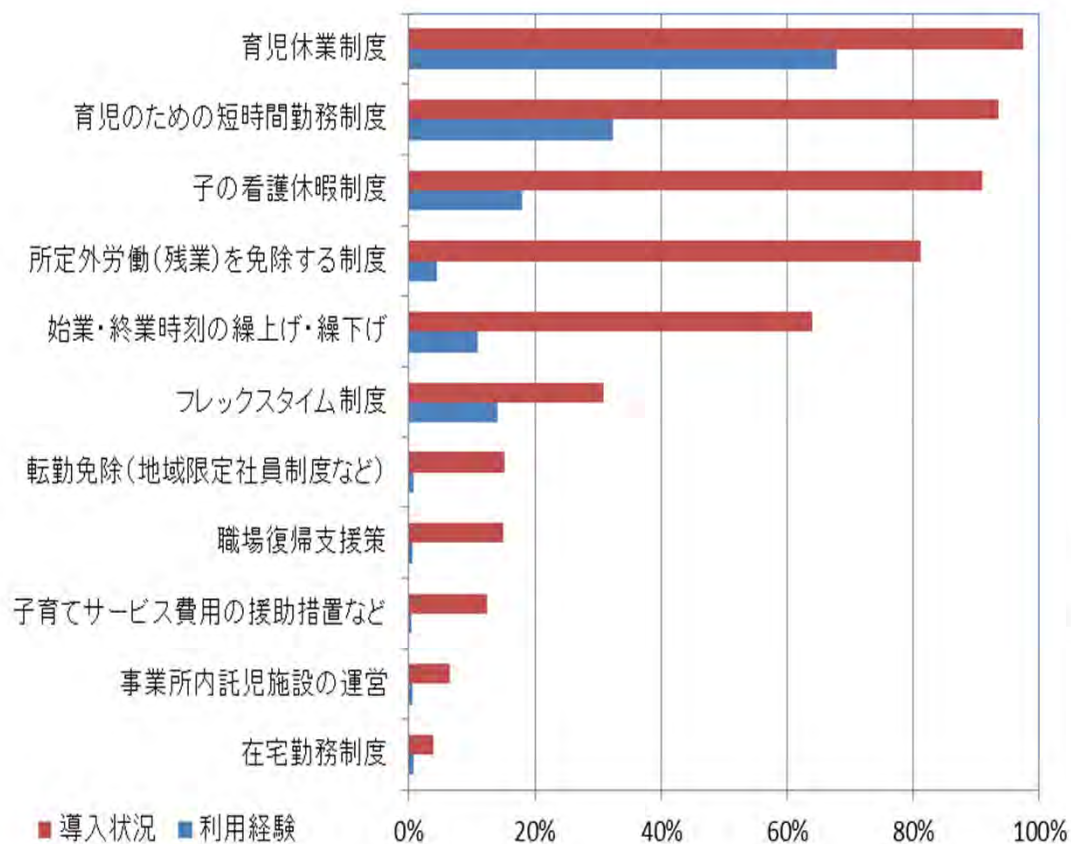
	児童手当	子ども手当	子ども手当 (特措法による拡充)	児童手当
時期	～21年度	22年4月～23年9月	23年10月～24年3月	24年度～
支給対象児童	小学校卒業まで	中学校卒業まで		
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・0～3歳未満 月額 10,000円 ・3歳～小学校修了 第1・2子 月額 5,000円 第3子以降月額10,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～中学生 一律 月額13,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・0～3歳未満 月額15,000円 ・3歳～小学校修了 第1・2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 ・中学生 月額10,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 【所得制限内】 ・0～3歳未満 月額15,000円 ・3歳～小学校修了 第1・2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 ・中学生 月額10,000円 【所得制限超】 * 当分の間の特例給付 月額5,000円
所得制限	有り 年収860万円 (世帯構成により異なる)	無し	無し	有り 年収960万円 (世帯構成により異なる)
給付総額 (年間)	約1兆円	約2.7兆円	約2.6兆円	約2.3兆円

(備考)各制度の資料等をもとに作成。

5. 企業における両立支援の取組状況

□ 両立支援制度を導入する企業において、利用経験のある従業員は育児休業が約7割、育児のための短時間勤務制度が約3割である。また、業務遂行に支障が生じることを理由に短時間勤務制度を利用しにくいと感じている割合が多い。

一般事業主行動計画作成企業の両立支援制度の導入状況及び一般従業員(女性:子どもあり)の利用経験



(備考)(独)労働政策研究・研修機構「男女正社員のキャリアと両立支援に関する調査結果」(平成25年)をもとに作成。
 ○企業: 企業調査(常用労働者300人以上)において、「行動計画作成した」と回答した815社
 ○一般従業員: 一般従業員調査において、行動計画作成したと回答した企業(常用労働者300人以上)の一般従業員の女性(子どもあり)で、利用経験のある両立支援制度について回答した900人

育児のための短時間勤務制度を利用しにくい理由

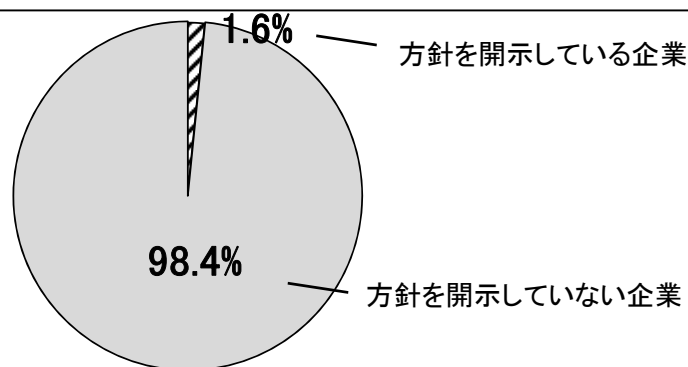


(備考)厚生労働省「今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査結果」(平成20年)をもとに作成。
 ○一般従業員調査において、育児のための短時間勤務制度を「どちらかといえば利用しにくい」または「利用しにくい」と回答した従業員808人

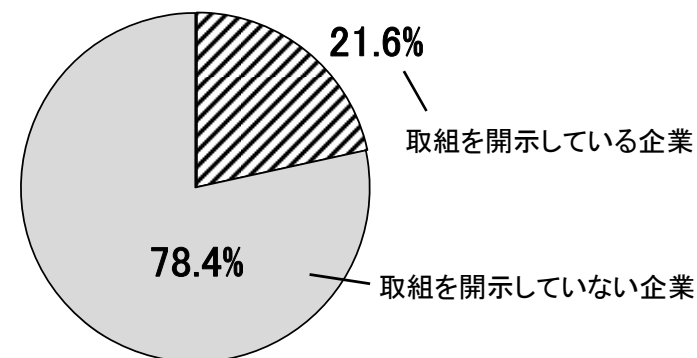
6. 企業におけるワーク・ライフ・バランスに関する情報開示

- ワーク・ライフ・バランスに関する全般的な方針を策定し開示している企業は調査対象企業(※)の1.6%であり、策定・開示は十分な状況でない。
- また、ワーク・ライフ・バランスに関する何らかの数値目標を定めて開示している企業も全体の4.7%にとどまる。
- 女性の働き方に影響する、勤務する場所や時間を柔軟に認める制度の整備・開示状況をみると、柔軟な勤務時間を認める制度に取り組み開示している企業は約2割、柔軟な勤務場所を認める制度に取り組み開示している企業は1割弱となっている。

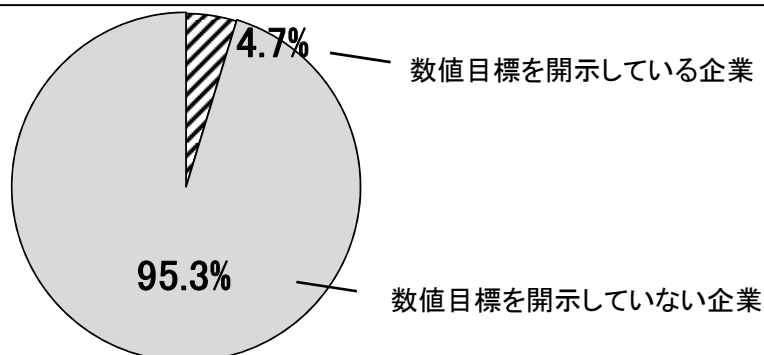
ワーク・ライフ・バランスに関する全般的な方針の策定及び開示状況



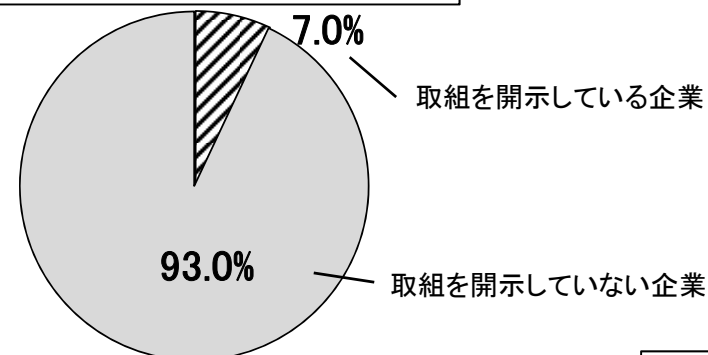
柔軟な勤務時間を認める制度及び開示状況



ワーク・ライフ・バランスに関する何らかの数値目標の設定及び開示状況



柔軟な勤務場所を認める制度及び開示状況



(備考) 1. 株式会社日本総合研究所ESGリサーチセンター「わが国企業の女性活躍に関する情報開示の動向2013 報告サマリー」をもとに作成。

2. (※)東証一部上場企業約1,750社を対象に、当該企業の開示情報から、少なくとも1名以上の女性管理職が登用されている事実が確認できた企業384社についての調査結果。

7. 企業における両立支援策に関する調査研究

- 勤務先の福利厚生制度のうち、育児と就業の両立を支援する福利厚生制度(育児休業制度、企業内託児所の設置、フレックスタイム制度、勤務時間の短縮制度、在宅勤務制度)は結婚決定には影響せず、むしろ、再雇用制度の有無や当事者の職種が結婚決定に影響する。(滋野・大日(2001))
育児休業制度は結婚前後の就業継続を促進し、勤務時間短縮制度は結婚前後の就業継続や出産選択及び出産後の就業継続に効果がある。(滋野・大日(2001))
- 育児休業制度の導入は出産確率にプラスの効果を与えるが、通常の労働時間が長い場合には、その効果が小さくなることが明らかになった。育児休業制度には効果があるが、労働時間が長い場合には、女性が出産退職や出産しないことを選択する可能性が高いということであり、出生率の低下に歯止めをかけるためには、育児休業制度の導入とともに、通常の労働時間を短縮するか、少なくとも育児休業後の労働時間を短縮することが必要である。(坂爪・川口(2007))
- 育児休業制度が女性の出産に及ぼす影響に関する研究成果をみると、10年ほど前の一部の研究で有意な成果が得られなかったものがあるが、それ以降の研究については、育児休業制度は、出産を促進するという結論が得られている。(内閣府(2011))
- 夫の通勤時間については、第1子出生について、マイナスで統計的に有意な係数が得られ、第2子出生については、有意な結果は得られなかった。(樋口・松浦・佐藤(2007))
- 夫の労働時間や家事時間は出産確率に有意な影響を与えていないが、子どもが1人いて妻が非就業の家計においては、夫の休日の家事時間が長いほど第2子の出産確率が有意に高くなること
がわかった。(戸田・樋口(2011))

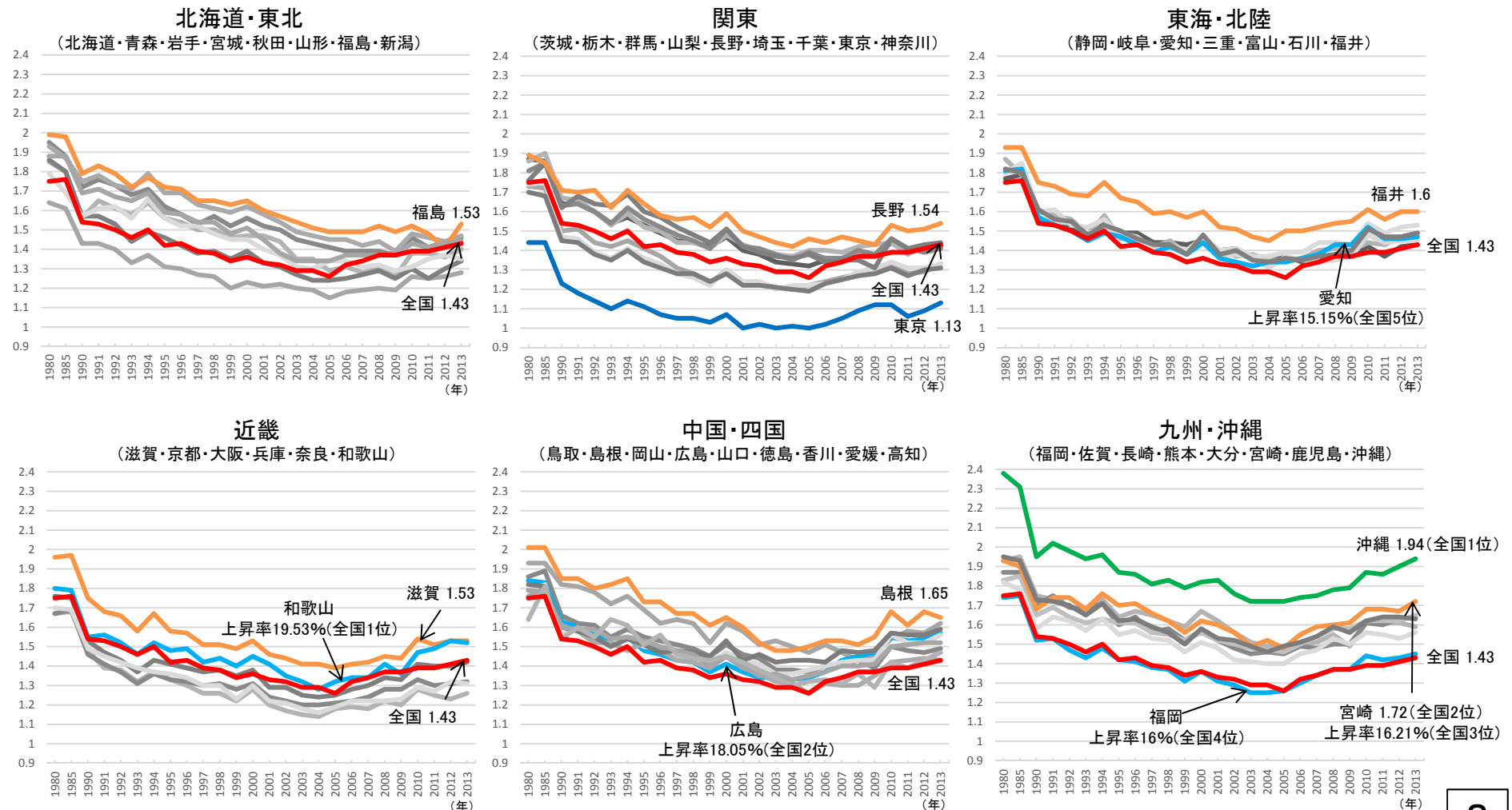
(備考)

・滋野由紀子・大日康史(2001)「育児支援策の結婚・出産・就業に与える影響」岩本康志『社会福祉と家族の経済学』東洋経済新報社
「少子化の動向と出生率に関する研究サーベイ」内閣府経済社会総合研究所(2011)
・坂爪聡子・川口章(2007)「育児休業制度が出生率に与える影響」『人口学研究』第40号

・樋口美雄・松浦寿幸・佐藤一磨(2007)「地域要因が出産と妻の就業継続に及ぼす影響」RIETI Discussion Paper Series 07-J-012
・戸田淳仁・樋口美雄(2011)「労働時間や家事時間の長い夫婦ほど出生率は低いか」樋口美雄・府川哲夫『ワークライフバランスと家族形成』東京大学出版会

8. 地方公共団体(47都道府県)における合計特殊出生率の推移

- 地方公共団体(47都道府県)の合計特殊出生率を全国平均(赤色)と比較すると、東海・北陸、中国・四国、九州・沖縄は、全国平均より高水準で推移。中でも沖縄県は、目立って高い水準。
- 出生率上位5県(平均1.72)の人口は総人口の5.1%。下位5県(平均1.26)の同割合は24.68%。



(備考)厚生労働省「人口動態統計」をもとに作成。2012年までは実績。2013年は概数。

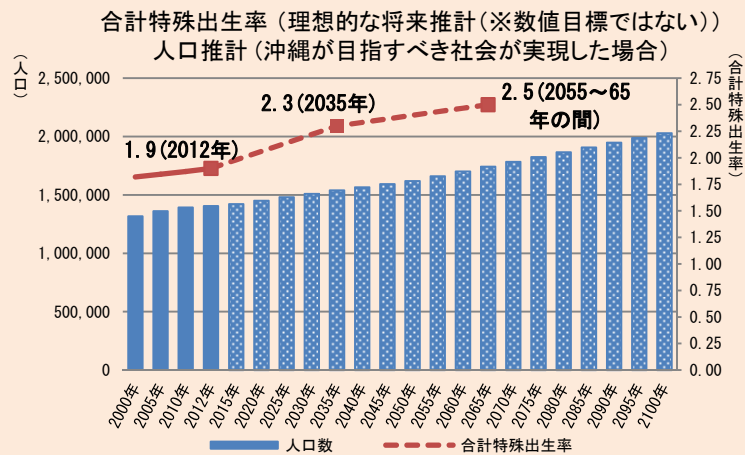
9. 沖縄県が高い合計特殊出生率を維持している要因

- 伝統的な相互扶助の文化が維持・・・ユイマールやモアイといった沖縄独自の伝統的な絆が残るため、親密な人間関係に基づいた地域の子育て力がある。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画とは別に、人口増加を目指した「沖縄県人口増加計画」を平成26年3月に策定。
- 保育施設が充実(認可外保育施設の入所割合が高い)・・・認可保育施設に加え、大量の認可外保育施設が働く女性の育児を支援。

出産育児を支援する相互扶助文化

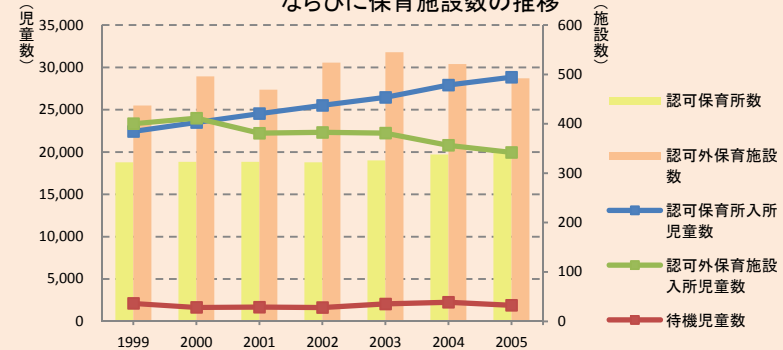
- ユイマール:「結い」を表す沖縄の言葉で、沖縄独自の伝統的な地域の絆を指す。「結びつき」や「助け合い」などを意味する。
- モアイ(模合):複数の個人や法人がグループを組織して一定額の金銭を払い込み、定期的に一人ずつ順番に金銭の給付を受け取る金銭相互扶助の習慣。モアイの場合、赤ちゃんも「みんなの子ども」と認知され、育児の不安や悩みを表出することで母親のストレスを軽減できる子育てのサポート体制ができあがる機会としての役割も果たす。

沖縄県人口増加計画(平成26年3月)

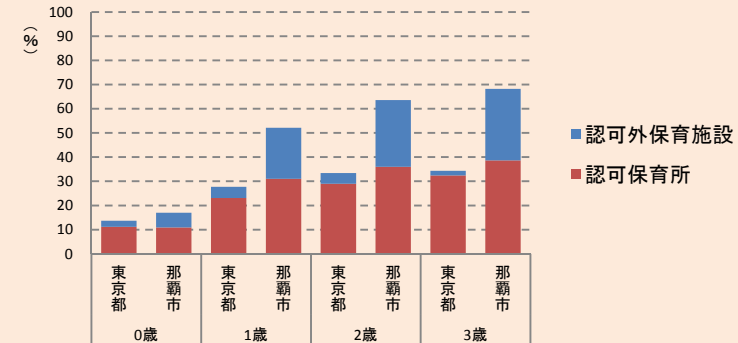


働く女性を支える保育施設が充実

沖縄県 認可・認可外保育施設入所児童数および待機児童数
ならびに保育施設数の推移



東京都・那覇市 2006年 年齢別児童の認可・認可外保育施設入所割合(%)



(備考) 1. 馬居政幸・与那嶺涼子(2006)「少子社会における育児支援の課題:沖縄県内自治体を事例に」静岡大学教育学部研究報告(人文・社会科学編)第57号、(2007)「少子社会における育児支援の課題:沖縄県内自治体を事例に(2)」静岡大学教育学部研究報告(人文・社会科学編)第58号をもとに作成。
2. 福島富士子他(2006)「少子化社会における妊娠・出産にかかわる政策提言に関する研究」平成17年度厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業報告書をもとに作成。
3. 沖縄県「沖縄県人口増加計画」をもとに作成。

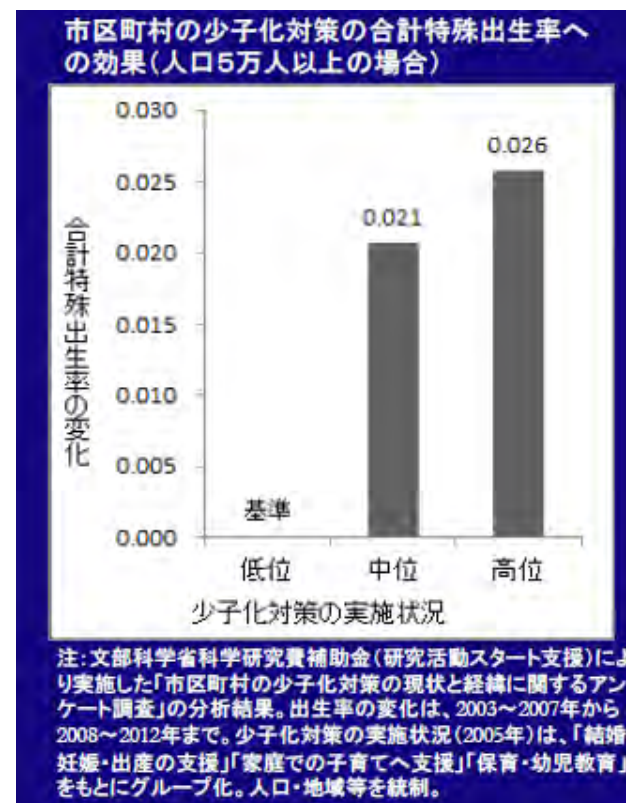
10. 出生率の地域差が生じる要因及び少子化対策の出生率への効果

- ❑ 出生率の地域差が生じる要因としては、地域の雇用情勢や出産・育児に価値を置く規範意識などが指摘されている。
- ❑ 人口5万人以上の市区町村においては、さまざまな少子化対策を実施する自治体の方が、合計特殊出生率に回復傾向が認められるとの分析がある。

出生率の今日的な地域差を説明する4つの仮説

仮説		結果	影響強い地域
①地域雇用の悪化	完全失業率	◎	東北一、近畿一
	若年非正規	○	北海道一、首都圏一、近畿一
②育児期の女性の就業 (保育、両立支援の不足)		△	首都圏一、近畿一
③親からの育児支援		○	北陸十、中部十、中国・四国十
④出産・子育てに価値を置く規範意識		◎	中国・四国十、九州・沖縄十

少子化対策の出生率への効果

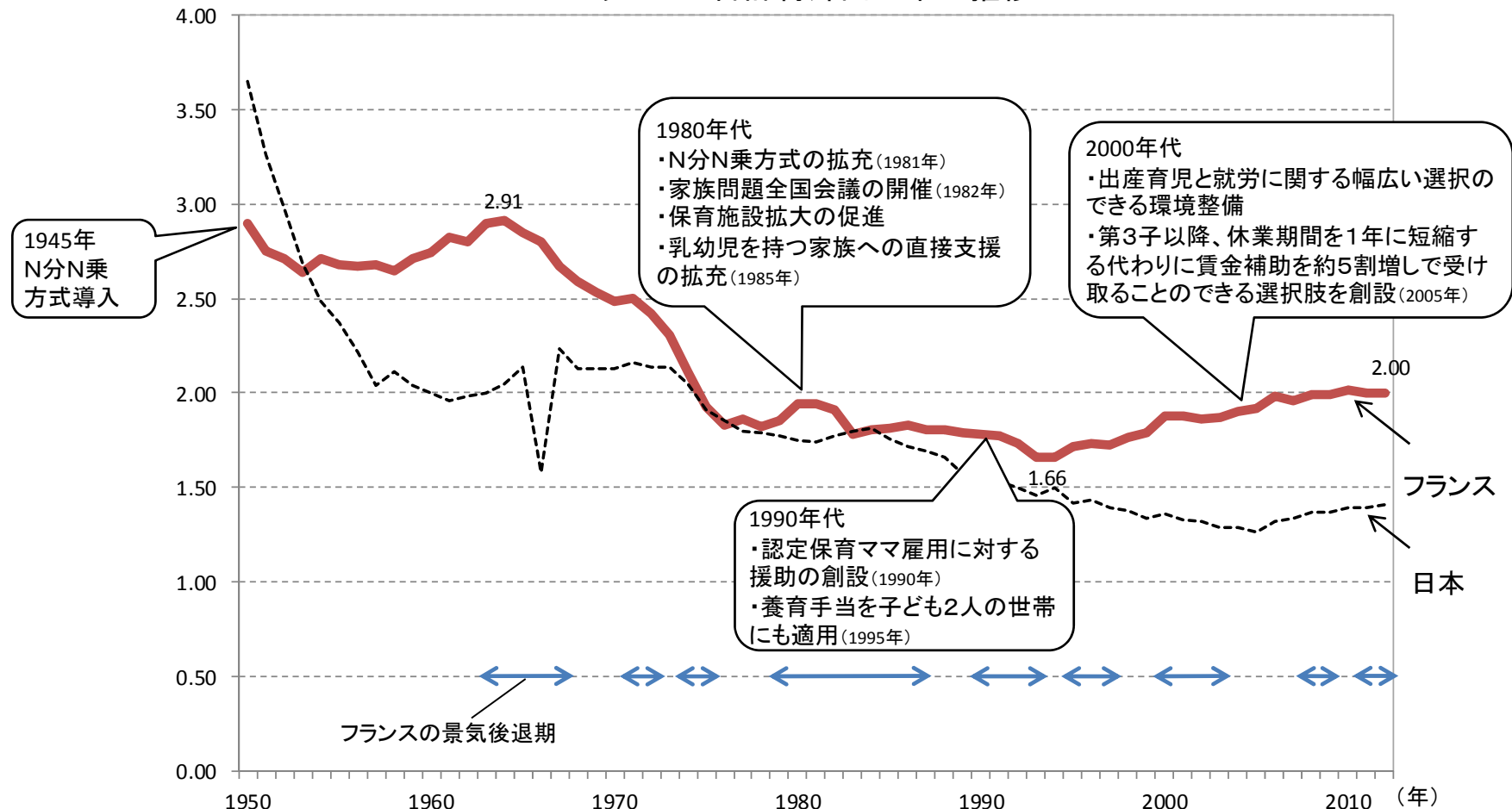


(備考) 1. 少子化危機突破タスクフォース(第2期)政策推進チーム第4回報告資料(平成26年4月7日(月))松田茂樹教授(中京大学現代社会学部)「地域特性に応じた少子化対策の推進を」をもとに作成。
 2. 表「出生率の今日的な地域差を説明する4つの仮説」の「◎」「○」「△」は、仮説が出生率の地域差を生じさせる度合いを示す。

11. フランス: 合計特殊出生率の推移と家族政策

- フランスの合計特殊出生率は、1993年に1.66まで低下した後、2012年までに、2.00まで回復した。
- 過去、家族手当等の経済的支援が中心。1990年代以降、保育の充実へシフトし、その後さらに出産・子育てと就労に関して幅広い選択ができるような環境整備、両立支援を拡充する方向で政策が進められている。

フランスの合計特殊出生率の推移



(備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」、少子化社会に関する参考資料(少子化社会対策会議(第13回)、平成25年6月7日)、OECD「Family database」"Composite Leading Indicators"等をもとに作成。

2. 景気後退期は、OECDの景気基準日の山から谷の間。

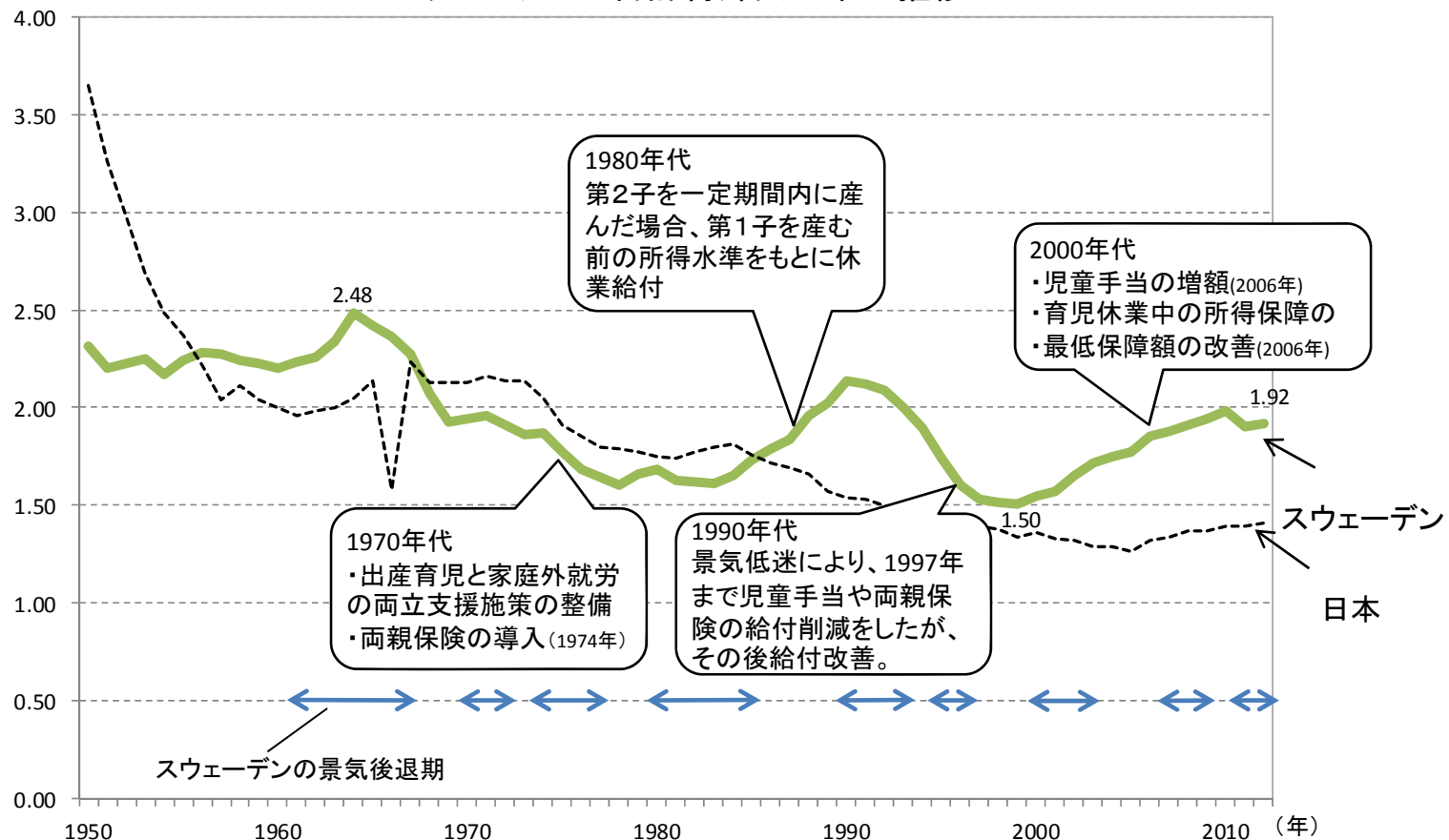
3. N分N乗方式: 所得税について、世帯の所得を世帯構成人数で除した金額に税率を乗じ、再び世帯構成人数を乗じる方式。子どもの多い世帯ほど、税負担が軽減。

4. 認定保育ママ: 県において職業教育を受けた後、母子保護センターで認定された保育ママが、自身の自宅か乳幼児の自宅で保育サービスを行う仕組み。

12. スウェーデン: 合計特殊出生率の推移と家族政策

- 1930年代、合計特殊出生率が世界最低水準(1.7)にまで落ち込んだ際に、政府は人口問題審議会を設置して人口問題に取り組み、世界に先駆けて子育てに係る経済的支援策等を導入。その後、経済的支援策の拡充、育児休業制度の導入、保育の質の向上等が図られている。
- 近年、合計特殊出生率が1999年に1.50まで低下。改めて様々な施策が講じられ、2012年には1.92まで回復した。

スウェーデンの合計特殊出生率の推移



(備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」、少子化社会に関する参考資料(少子化社会対策会議(第13回)、平成25年6月7日)、OECD“Family database” “Composite Leading Indicators”等をもとに作成。
 2. 景気後退期は、OECDの景気基準日の山から谷の間。
 3. 両親保険: 両性が取得できる育児休業の収入補填制度。育児休暇の取得を男性にも義務づけ、育児参加を促進し、女性の家庭内労働の負担及び機会費用の負担軽減に寄与する点が特徴。

13. 児童手当・育児休業・保育支援の国際比較

	日本	フランス	スウェーデン
児童手当	<p>【支給対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0歳から中学校終了(15歳未満) <p>【手当月額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満: 15,000円 ・3歳～小学校修了 <ul style="list-style-type: none"> －第1子、第2子: 10,000円 －第3子以降: 15,000円 ・中学生: 10,000円 <p>【所得制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あり(例: 夫婦・児童2世帯の場合は年収960万円) －児童1人当たり月額5,000円 	<p>【支給対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2子以降、20歳未満 <p>【手当月額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2子: 約1.8万円 ・第3子: 約4.2万円 (以降1人につき約2.3万円加算) ・14歳～20歳までの児童には月額約0.9万円加算 <p>【所得制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし (※子どもの多い世帯ほど税負担が軽減(N分N乗方式)) 	<p>【支給対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16歳未満(義務教育相当) <p>【手当月額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子: 約1.7万円 ・第2子: 約3.6万円(うち多子加算額約0.2万円) ・第3子: 約6.0万円(うち多子加算額約1.0万円) ・第4子: 約9.3万円(うち多子加算額約2.6万円) ・第5子: 約13万円(うち多子加算額約4.6万円) ・第6子: 約16.7万円(うち多子加算額約6.6万円) <p>【所得制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし
育児休業	<p>【制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子が1歳になるまで (※保育所に入所できないなど場合には1歳6か月になるまで) <p>【給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業開始から180日目まで <ul style="list-style-type: none"> －休業開始前の賃金67%支給 ・181日目から子が1歳になるまで <ul style="list-style-type: none"> －休業開始前の賃金50%支給 	<p>【制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子が3歳になるまで ・1～3年間休職またはパートタイム労働 <p>【給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子: 最長6か月 <ul style="list-style-type: none"> －月額約8.1万円 ・第2子以降: 子が3歳になるまで <ul style="list-style-type: none"> －月額約8.1万円 (※第3子以降で休業期間を1年間に短縮する場合は約11.6万円に割増) 	<p>【制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子が1歳6か月になるまで <ul style="list-style-type: none"> －フルタイムの休暇 ・子が8歳になるまで <ul style="list-style-type: none"> －時短勤務(最大4分の1の労働時間減少) <p>【給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子が8歳になるまで、両親合せて最高480日 <ul style="list-style-type: none"> －うち390日までは従前所得の80%相当額 －残り90日間は日額0.3万円
保育支援	<p>【保育所利用率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児: 26.2%、3歳以上児: 43.7% <p>【保育所保育料基準月額(3歳未満児)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・44,500円(所得税納付額4万円以上10.3万円未満) ・61,000円(所得税納付額10.3万円以上41.3万円未満) ・80,000円(所得税納付額41.3万円以上73.4万円未満) (就学児童2人の場合、保育料は基準額の50%。3人目以降は無料) <p>【待機児童数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22,741人 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児: 49%が保育サービス(集団託児所や認定保育ママなど)を利用 ・3歳以上児: ほぼ100%が幼稚園に就学 	<p>【保育所利用率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～5歳児: 84.1% <p>【保育サービスの自己負担上限月額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子: 所得の3%(最高2.0万円)まで ・第2子: 所得の2%(最高1.3万円)まで ・第3子: 所得の1%(最高0.7万円)まで ・第4子以降: 無料 (※3～5歳児は、少なくとも年525時間の無料の保育サービスが提供される)

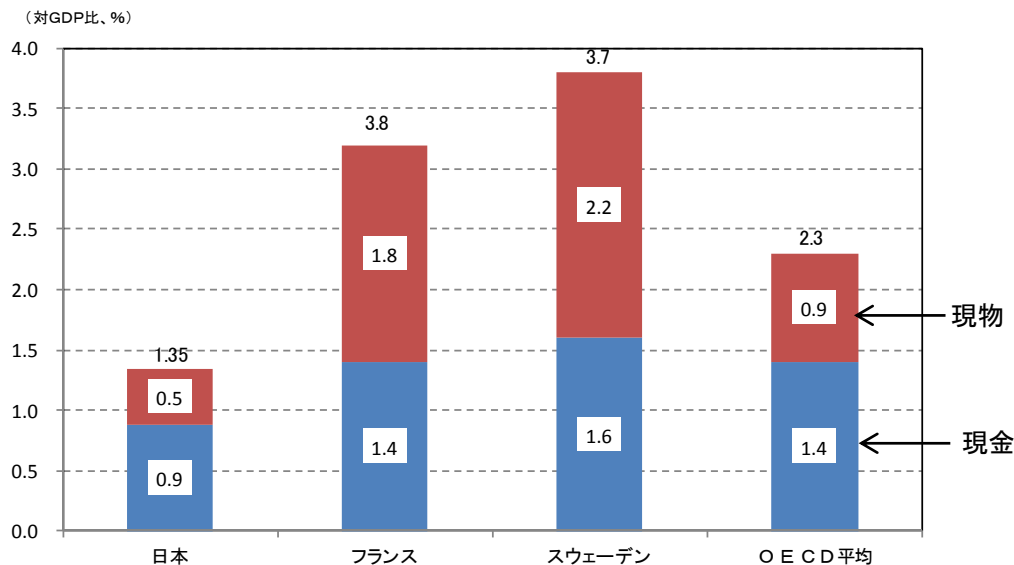
(備考) 1. 厚生労働省「2013年海外情勢報告」等をもとに作成。

2. 換算レートは、1ユーロ(€)=142円、1スウェーデン・クローネ=16円(平成26年6月中適用の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)。

14. 家族関係政府支出の国際比較

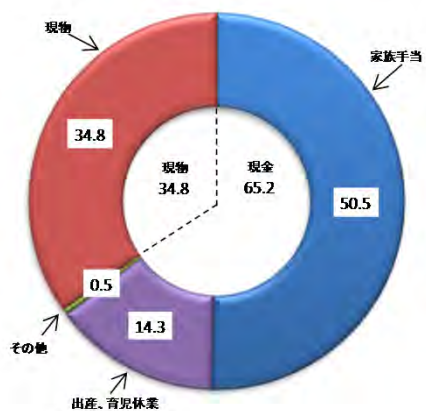
□ 日本の家族関係政府支出はOECD平均よりも低い。また、諸外国と比べて、現物給付よりも現金給付の割合が高い特徴がある。

<対GDP比(%)>

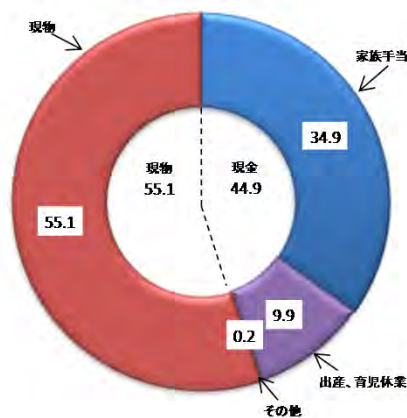


<構成割合(%)>

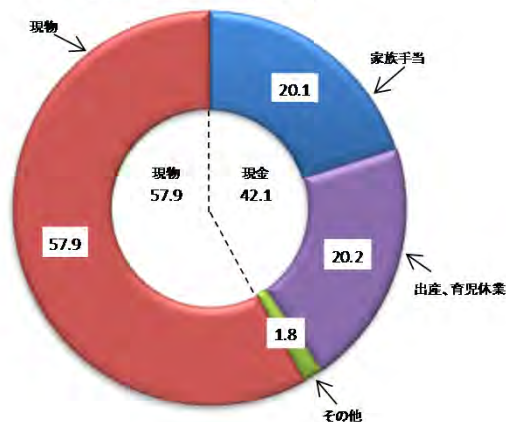
【日本】



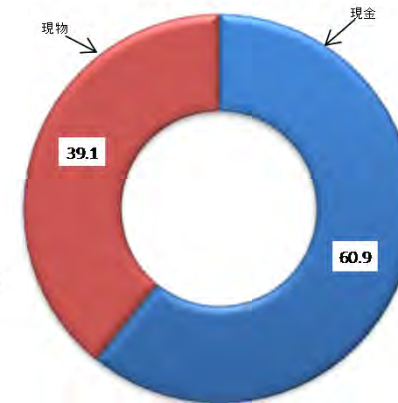
【フランス】



【スウェーデン】



【OECD平均】



(備考) 1. OECD「Social Expenditure」、国立社会保障・人口問題研究所「平成23年度社会保障費用統計」をもとに作成。

2. 2009年の値。日本のみ2011年度。

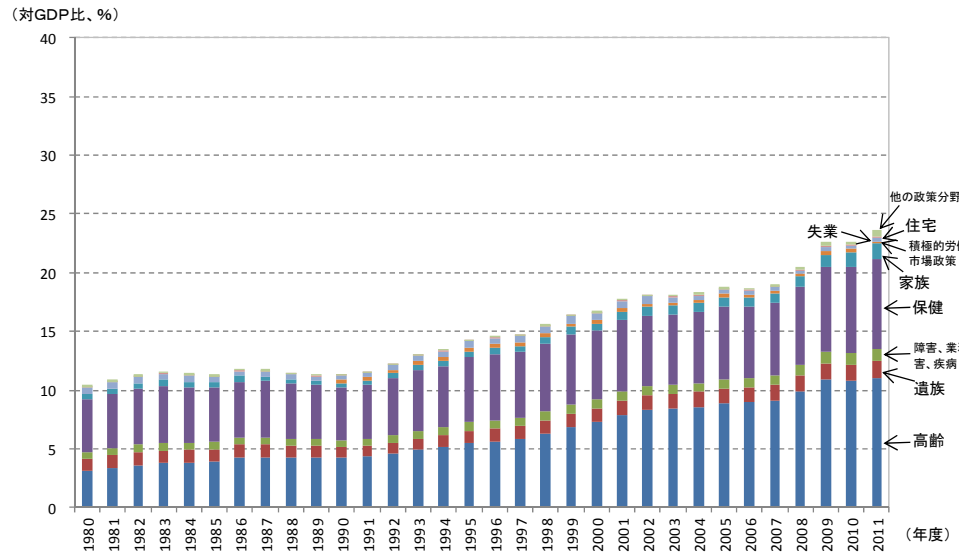
3. 家族関係政府支出は、家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付(サービス)を指す。

4. 「現金給付」の「家族手当」は児童手当、児童扶養手当など、「出産・育児休業」は出産手当金、育児休業給付など、「現物給付」は保育所運営費、児童福祉施設整備費など。

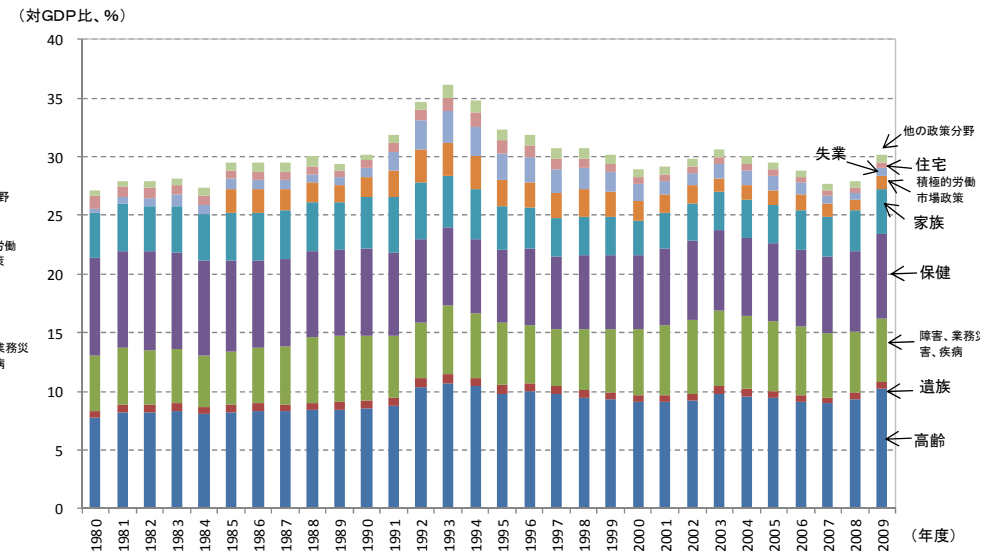
15. 分野別社会支出の推移(対GDP比)

<対GDP比>

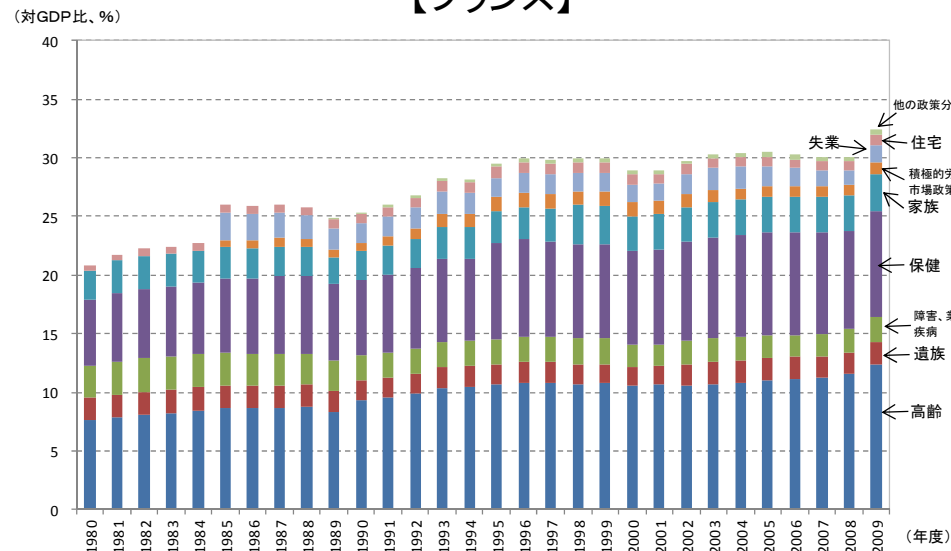
【日本】



【スウェーデン】



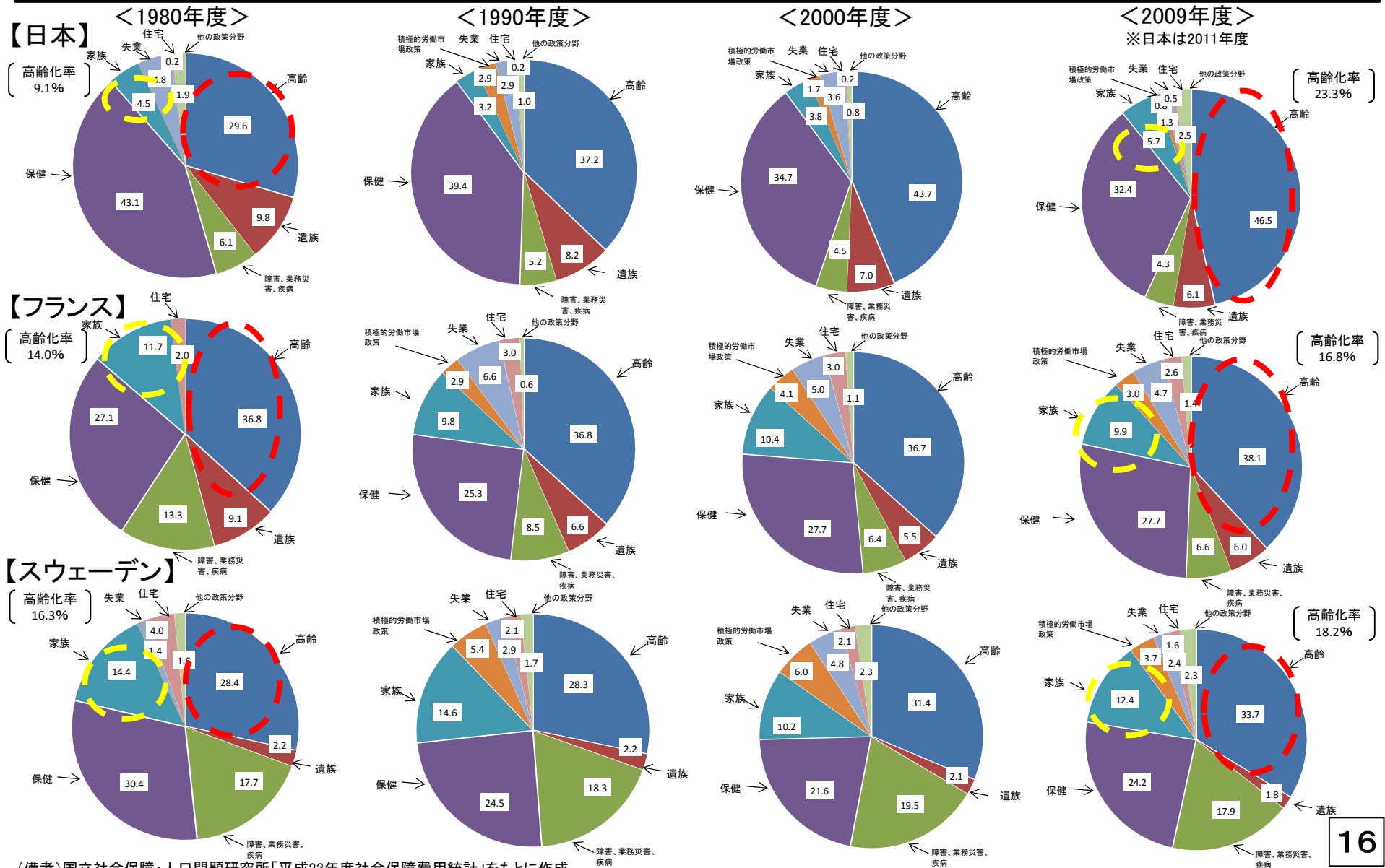
【フランス】



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「平成23年度社会保障費用統計」をもとに作成。

16. 分野別社会支出の推移(構成割合)

□ 過去30年、日本の高齢関係支出の割合は29.6%から46.5%へと比重が拡大。
 □ フランスやスウェーデンの高齢関係支出の割合はほぼ変わらず、また家族関係支出も10%程度を維持している。



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「平成23年度社会保障費用統計」をもとに作成。